

街区公園等の管理運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公園利用に係わる規制緩和を推進し、地域コミュニティの核としての公園の利活用を図るとともに、市民との協働による管理運営を進めることを目的として、街区公園等の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(対象箇所)

第2条 この要綱に基づき、対象とする街区公園等は、別に定めるものとする。

(管理運営協議会)

第3条 街区公園等の管理運営を円滑に推進していくため、当該公園に係わる公園緑地愛護会、公園利用者、町内会等で組織する管理運営協議会を設置するものとする。

(役員等)

第4条 管理運営協議会には、次の役員及び会計監査（以下「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 委員 若干名
- (5) 会計監査 2名

2 役員等は、管理運営協議会の会員の中から互選により選出する。

3 会長は、管理運営協議会を代表し会務を総務する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会計は、管理運営協議会の収支を経理する。

6 会計監査は、役員を兼ねることはできない。

(役員等の任期)

第5条 役員等の任期については、別に定めるものとする。

(会議)

第6条 管理運営協議会に総会と役員会を置き、その運営方法等については、別に定めるものとする。

(運営)

第7条 管理運営協議会の活動計画、運営その他必要な事項は、会長が総会に諮って定めるものとする。

(利用の公平性)

第8条 管理運営協議会は、公園利用の公平性の確保に努めなければならない。

(協定)

第9条 管理運営協議会を設置するものは、「結成届」(第1号様式)及び「役員等名簿」(第1号様式の2)を市長に提出するものとする。

2 市長は、結成届(第1号様式)を提出した管理運営協議会と「管理運営に関する協定」(第2号様式)を締結するものとする。

(変更等)

第10条 管理運営協議会は、役員等に変更が生じた場合は、「役員等変更届」(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(管理運営協議会の役割)

第11条 管理運営協議会は、別に定める「地元管理運営マニュアル」に基づき、活動を行うものとする。

(市の役割)

第12条 市長は、管理運営協議会に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 街区公園等の維持管理に関する技術的な指導及び助言
- (2) 報奨金の交付
- (3) 管理運営協議会の運営に関する助言
- (4) その他管理運営に関すること

(活動報告書等)

第13条 管理運営協議会は、「活動計画書」(第4号様式)、「活動状況報告書」(第5号様式)及び「利用調整報告書」(第6号様式)を作成し、6ヶ月ごとに市長に提出するものとする。ただし、利用調整がない場合には、利用調整報告書(第6号様式)の提出は省略するものとする。

(報奨金の交付)

第14条 市長は、管理運営協議会に対し、予算の範囲内で別表に定める基準により報奨金を交付することができる。

(交付時期等)

第15条 報奨金の交付時期は、10月及び4月とする。

2 年度の途中で協定を締結する場合の報奨金及び年度の途中で協定を解除する場合の報奨金は、月割りで計算するものとする。

(協定の解除)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協定を解除するものとする。

- (1) 公園緑地を廃止したとき。
- (2) 「廃止届」(第8号様式)が提出されたとき。
- (3) その他、この協定を継続することが困難なとき。

(返還)

第17条 市長は、活動計画書に基づき活動していないと判断したときは、既に交付した報奨金の返還を求めることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第14条関係)

管理運営協議会報奨金交付基準 (年額)

| 公 園 面 積 | 報 奨 金 額 |
|---|---------|
| 0 m ² ~ 200 m ² | 24,000円 |
| 201 m ² ~ 500 m ² | 42,000円 |
| 501 m ² ~ 1,000 m ² | 54,000円 |
| 1,001 m ² ~ 1,500 m ² | 60,000円 |
| 1,501 m ² ~ 3,000 m ² | 78,000円 |
| 3,001 m ² 以上 | 90,000円 |

(第1号様式)

年 月 日

川 崎 市 長 様

公園管理運営協議会

会長

公園管理運営協議会結成届

公園の管理運営を川崎市との協働により行うため、公園管理運営協議会を結成しましたので、役員等名簿を添えて提出します。

なお、承認後は、公園の管理運営に関する協定を締結し、それを遵守して活動します。

(第1号様式の2)

年 月 日現在

役員等名簿

公園管理運営協議会

| 役員等 | 住 所 | 氏 名 | 電話番号 | 所 属 |
|-----|-----|-----|------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※ 所属欄につきましては、自治会、町内会、老人会、婦人会等の所属団体等がありましたら、ご記入をお願いいたします。

(第2号様式)

公園の管理運営に関する協定書

街区公園等の管理運営に関する要綱に基づき、公園の管理運営について、川崎市を「甲」とし、公園管理運営協議会を「乙」として、甲乙間において次のとおり協定する。

(所在地等)

第1条 本協定の対象となる公園の所在地等は次のとおりとする。

- 1 所在地 川崎市 区
- 2 面積 m²

(乙の役割)

第2条 乙は、前条に定める公園について、甲が作成した「地元管理マニュアル」に基づき、次の活動を行うものとする。

- (1) 除草・清掃
- (2) 樹木の下枝落し
- (3) 花壇の維持管理
- (4) 利用調整（業としての公園内行為の許可などは除く。）
- (5) 遊具等の破損箇所の連絡
- (6) 公園利用者への適正利用の周知
- (7) 事故時における所管する区役所道路公園センターへの報告
- (8) 活動状況等の報告
- (9) その他管理運営に関すること。

(甲の役割)

第3条 甲は、管理運営協議会に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 当該公園の維持管理に関する技術的な指導及び助言
- (2) 報奨金の交付
- (3) 管理運営協議会の運営に関する助言
- (4) その他管理運営に関すること。

(利用調整)

第4条 乙が行う利用調整（業としての公園内行為の許可などは除く。）は、甲が行ったものとみなす。ただし、利用調整を行った場合には、6ヵ月ごとに利用調整報告書（第6号様式）を甲に提出するものとする。

(報奨金)

第5条 甲は、乙に対して、別に定める基準に基づき、報奨金を4月及び10月に交付する。

2 甲は、前項の報奨金を乙の指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

(活動計画書等)

第6条 乙は、活動計画書(第4号様式)及び活動状況報告書(第5号様式)を6ヵ月ごとに甲に提出するものとする。

2 活動に伴う甲への連絡は、当該公園を管轄する区役所道路公園センターに行う。

(助言)

第7条 乙は、甲に対して活動に必要な指導及び助言を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して指導及び助言することができる。

(現地調査)

第8条 甲は、乙の活動について、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(事前協議)

第9条 乙が対象となる公園敷地内に公園施設を設置しようとする場合は、甲と事前協議を行い、甲の許可を受けなければならない。

(活動の休止)

第10条 乙は、活動を休止しようとする場合は、廃止届(第8号様式)を甲に提出するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができる。

(1) 甲が対象となる公園の供用を廃止したとき。

(2) 乙が廃止届(第8号様式)を提出したとき。

(3) その他この協定を継続することが困難となったとき。

(遵守事項)

第 12 条 乙は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び川崎市都市公園条例（昭和 32 年 3 月 29 日）を遵守するものとする。

(その他)

第 13 条 この協定に疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 川 崎 市
川崎市長 福 田 紀 彦

乙 公園管理運営協議会
川 崎 市 区
会 長

(第4号様式)

年 月 日

川 崎 市 長 様

公園管理運営協議会
会長

活 動 計 画 書 (前期分)

| 月 | 活 動 予 定 | 参加人数 |
|-----|---------|------|
| 4 月 | | |
| 5 月 | | |
| 6 月 | | |
| 7 月 | | |
| 8 月 | | |
| 9 月 | | |

(第4号様式)

年 月 日

川 崎 市 長 様

公園管理運営協議会
会長

活 動 計 画 書 (後期分)

| 月 | 活 動 予 定 | 参加人数 |
|-----|---------|------|
| 10月 | | |
| 11月 | | |
| 12月 | | |
| 1 月 | | |
| 2 月 | | |
| 3 月 | | |

(第5号様式)

年 月 日

川 崎 市 長 様

公園管理運営協議会
会長

活 動 状 況 報 告 書 (前期分)

| 月 | 活 動 状 況 | 参加人数 |
|-----|---------|------|
| 4 月 | | |
| 5 月 | | |
| 6 月 | | |
| 7 月 | | |
| 8 月 | | |
| 9 月 | | |

(第5号様式)

年 月 日

川 崎 市 長 様

公園管理運営協議会
会長

活 動 状 況 報 告 書 (後期分)

| 月 | 活 動 状 況 | 参加人数 |
|-----|---------|------|
| 10月 | | |
| 11月 | | |
| 12月 | | |
| 1 月 | | |
| 2 月 | | |
| 3 月 | | |

(第6号様式)

年 月 日

川 崎 市 長 様

公園管理運営協議会
会長

利 用 調 整 報 告 書 (前期分)

| 月 | 利 用 内 容 (日時、利用団体名、行事内容、参加人数等) |
|-----|-------------------------------|
| 4 月 | |
| 5 月 | |
| 6 月 | |
| 7 月 | |
| 8 月 | |
| 9 月 | |

(第6号様式)

年 月 日

川 崎 市 長 様

公園管理運営協議会
会長

利 用 調 整 報 告 書 (後期分)

| 月 | 利 用 内 容 (日時、利用団体名、行事内容、参加人数等) |
|-----|-------------------------------|
| 10月 | |
| 11月 | |
| 12月 | |
| 1 月 | |
| 2 月 | |
| 3 月 | |

(第8号様式)

年 月 日

川 崎 市 長 様

公園管理運営協議会

会長

管理運営協議会廃止届

管理運営協議会につきましては、次の理由により廃止します。

1 廃止年月日

年 月 日

2 廃止の理由
